

志留波阿連 会則

(2014年5月11日改定)
(2020年8月1日改定)

- 本会は高円寺阿波踊りの会である。
- 本会は連長の自宅を本部とする。
- 本会の会員は、年齢、男女、住所を問わない。
- 本会は、高円寺阿波踊り連協会に在籍している。また、本会は同連協会の規約に則り、活動する。
- 本会は、徳島県阿波踊り協会所属みやび連と姉妹連提携していることにより、阿波踊りを広めること、阿波踊りの文化を継承すること、技術を進歩されることを目標とする。
- 本会の会員は、連長および副連長に無断で他の阿波踊りの会で活動してはならない。
- 本会の連長は、会員の代表である幹部の判断により決定される。
- 本会の役員は連長の指名により、それぞれ会員の承諾のもとに任命される。
- 本会の会員になるにあたり制限はない。入連届を連長に提出し、承認されることで決定する。ただし、他の連からの移籍については、相手の連の代表者の了承が必要になる。また、本会からの移籍についても同様の手続きが必要である
- 本会を脱会する場合は、退連届を連長に提出することで決定する。
- 本会は、会員からの会費は徴収しないが、高円寺出演および連主催の忘年会につき参加費を徴収する。他は出演料および寄付により賄われる。
- 本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。
- 本会の人事は、総会から総会までとする。
- 本会の会計報告は、春の全体集合（以下、総会という。）にて行うものとする。
- 総会は、原則、全会員集合の場とする。
- 総会にて、夏の高円寺阿波踊り（以下、本番という。）への出演の意向を申し出るものとする。
- 連としてのすべての活動（練習、出演、遠征、合宿などすべて）における事故、盗難などについては自己責任とし、連（団体）として責任は一切負いかねるものとする。

志留波阿連 ルール

出演（外部出演）について

- 出演するときは、自分たちのことは全て出演者が行い、極力、同行者や他人の手を借りることはしない。
- 人数制限のある出演については、連長および幹部が選抜する。
- 出演決定後の当日キャンセルは、速やかに連長、部長まで報告をすること。
- 宿泊を伴う出演の場合、合同連の場合は高校卒業以上の連員を対象とする。ただし、単独連および徳島出演の場合は保護者の同伴ないし同意があれば、この限りではない。
- 電車移動に関しては、全員が同じ車両に乗車する。
- 移動中は極力2列に整列し、先頭の連員についていく。衣装着用時も同様。
- 踊り場での移動中の飲食は、給水所以外では極力人前では行わないこと。飲酒・喫煙は厳禁。

- 出演中は衣装以外の者の着用は厳禁（ネックレス、イヤリング、ブレスレット、時計、携帯など）。ただし、巾着袋などに入れ、衣装の一部として着用する場合は、この限りではない。
- 出演の場合、成人については直行・直帰を原則とし、場所が分からない等の場合や、小中学生は、高円寺駅南口阿波踊りの3D写真前とする。
- 鳴り物を運搬するために車両を出動させる場合は、連より手数料を支払うものとする。

子ども（未成年）について

- 未就学児が入連する際には、親または保護者が一緒に入連することが条件となる。
- 子どもが練習中に集中力が途切れてしまった場合など、他の連員の練習に影響を及ぼす場合は、親または保護者には練習場から退出をお願いする場合がある。
- 小学生までの子どもの場合、練習または出演に際して、送り迎えをお願いしたい。どうしても難しい場合は各部部长や連絡係に事前相談をすること。
- 原則、練習の習熟度や、団体行動ができるか否かを判断して、未就学児の外部出演は遠慮いただく。人数の調整で出られるときはあるかもしれない。外部出演とは、ギャランティ（お金）が発生する出演である。私達が楽しむ以前に、「お客様を楽しませる」からギャランティが支払われるため、以上のルールが存在する。

練習について

- 練習場所などの不明点は、各自が各部連絡係に事前に確認を行うこと。
- 鳴り物を倉庫より搬出・搬入までが練習。極力、協力をする事。
- 練習場所までの交通費は、連員の自費にて賄うこと。
- 小学生以下の連員について、保護者の送迎を原則とする。ただし、保護者以外の連員が送迎できる場合は、この限りではない。
- 踊り手であっても、練習時に鳴り物の練習に参加してほしい。各部間での理解が深まるうえ、リズムをとる練習にもなるからである。

<学校を借りて練習する場合>

- 時間厳守。練習開始より早い時間に学校には来ないこと。
- 決められた門から入校すること。
- 車両、バイクは校内へ乗り入れてはならない。自転車は決められた場所に駐輪すること
- 学校内、禁煙。
- 借りている場所以外への立ち入り厳禁。
- 門の外に出たら直ちに解散すること
- 土足厳禁。
- 決められた時刻までに、速やかに校門から外に退出すること。

衣装・備品などについて

- 着用する衣装や鳴り物、団扇や高張り提灯に至るまで、志留波阿連の資材（持ち物）である。
- 志留波阿連では衣装の買い取りは行っておらず、貸し出しをしている。大切に扱うこと。

- 現在志留波阿連ではレンタルの倉庫を契約して、そこに備品を格納している。練習や出演の時はこの倉庫から搬出、最後に搬入をしてくれるメンバーがいることを忘れてはならない。自ら率先して手伝うという意識を持ってほしい。
- 上述したように、志留波阿波連の予算で備品の購入をしている（いわゆる連員全体の資産）。よって、各部だけの判断で備品を購入することは厳禁とする。必要があれば、連幹部会に申請をして承認されることが必要。